



この町で、この地で笑って老いたい ~そのために今すべきこと~

【山上まちづくりの会 会報】 令和8年

発行: 山上まちづくりの会事務局 電話(FAX) 82-0933

5月号

【交流活性化交付金事業の紹介】

5月9日(金) 役場庁議室で令和8年度交流活性化交付金のプレゼンテーションがあり、山上まちづくりの会会長と事務長が地域づくり推進課にプレゼンテーションをしました。

今年度は3つの事業の補助金を申請しました。

①地域振興部「福万来ホテルの国おもてなし事業」・・・重機やトイレなどのレンタル代、コーンや真砂などの消耗品購入代。

②住民学習部「寺子屋二本松事業」・・・寄せ植え教室や手仕事教室の経費。 ③合同事業「山上文化祭」・・・コンサート経費、モルックなどイベント備品代。

この補助金は地域内の交流活性化、地域外との交流活性化を目的とした自由度の高い補助金です。補助対象にならない経費(親睦会費や事業後に個人の所有となる教材費や材料費や食事代や入園料等)でなければ申請できますので山上まちづくりの会事務局にご相談ください。※今年度の補助金申請は終わりましたが、山上まちづくりの会の事業費予備費もあります。サークルを作って何かやってみたいとか、ちょっと試しにイベントしてみようとか、イベントの最後にビンゴ大会(ビンゴの景品代は報償費として交流活性化交付金の対象になります)をして盛りあがろうとか企画される際は遠慮なくご相談ください。来年に向けて何かお試してささやかなサークルを作ってみようでもOKです。役員運営委員会で協議して応援致します。



【ニュースポーツやってみませんか】

令和8年は交流活性化交付金でニュースポーツ「モルック」の用具をそろえます。屋内用と屋外用を買いそろえて無料貸し出しも始めますのでご利用ください。要望があれば指導者も手配できます。今年の11月にはニュースポーツ「モルック」の日南町大会も計画されているようです。事務局には「ボッチャ」用具もあります、ニュースポーツは体力筋力はあまり必要ありません、百歳体操のあとの涼しいお部屋で、楽しいイベントにいかがでしょうか!

【熱中症にご注意。にちなん涼み処やっています】

猛暑シーズン到来です。草刈りも休みながら。山上地域振興センターセンターでは第1会議室にエアコンを入れて冷たいお飲み物を用意して地域の皆様のご利用をお待ちしています。

【今後の事業予定】

- 支え愛部 高齢者誕生月お祝い見守り訪問 6月13日(土) 11時30分~ 訪問7人
- スマホパソコン教室 6月13日(土) 13時~ 山上地域振興センター事務局内で実施
- 地域振興部 ホテル観賞地春の草刈り 6月14日(日) 8時30分~ 和田原に集合
- 合同環境作業 6月21日(日) 8時30分~ 山上地域振興センター玄関に集合
- 地域振興部「福万来ホテルの国おもてなし」 6月26日(金)~7月9日(木) 福万来



まち協だよりでは、60歳以上の方向けに「増える・もらえるお金」の公的制度についてご紹介していきます。今回は『扶養親族等申告書』についてです。

扶養親族等申告書の返送で天引きされた税金が戻る

年金も給料等と収入と同じく所得税がかかります。65歳未満の人は年額108万円以上、65歳以上の人は年額158万円以上の年金を受給している人は、所得税が源泉徴収された額が口座に振り込まれます。



源泉徴収された税金は、個人の事情を申告することで、各種控除を受けることができ、税金が戻ってくる場合があります。所得税が源泉徴収されている人には、日本年金機構から「扶養親族等申告書」が送られてくるので、記入して返送しましょう。



受けられる控除には「配偶者控除」や「老人配偶者控除」などがあります。ご自身が障がい者である場合は、申告することで障害等級に応じた控除を受けることができます。



また、障害等級1・2級などの特別障がい者を扶養している人には、「同居特別障害者控除」があります。寡婦（夫）が受けられる「寡婦（夫）控除」もありますので、申告漏れのないようにしましょう。



扶養親族等申告書に関するお問い合わせは、

米子年金事務所
0859-34-6111

または

ねんきんダイヤル
0570-05-1165

までお問い合わせください。